

県の施策の策定・実施に県民等が参画する仕組について

1 沖縄県文化芸術振興条例の制定

沖縄県では、基本理念の下に、総合的な文化芸術振興施策を策定・実施するとともに、その施策の策定に県民等が参画する仕組を確立するため、平成25年10月に沖縄県文化芸術振興条例(以下「条例」という。)を制定しました。

2 文化芸術振興に関する基本理念

条例第2条に規定されている基本理念は、以下の10項目になります。

〔文化芸術振興に関する基本理念〕

- 1 文化芸術の担い手の自主性の尊重
- 2 創造性の尊重、地位の向上
- 3 文化芸術を創造し、享受する権利の確保
- 4 文化芸術の多様性の尊重、保護及び発展
- 5 世界に通用する質の高い文化芸術の振興
- 6 伝統的な文化芸術の継承
- 7 創造的活動の推進
- 8 国内外との文化芸術交流の推進
- 9 多様な人材の育成
- 10 県民、文化芸術団体、事業者、教育研究機関、市町村と県の相互連携及び協力

3 県が策定・実施する施策の体系

条例第2章に規定されている基本的施策の体系は以下のとおりです。

沖縄県文化芸術振興条例に基づく基本的施策の体系

第2章 文化芸術に関する基本的施策

※ 5節、17条で基本的施策を規定

文化芸術の振興

第7条 伝統的な文化の継承・発展

- 第1項 しまくとうばの普及・継承
- 第2項 伝統芸能の継承・発展
- 第3項 空手道・古武道の継承等
- 第4項 伝統工芸の継承・発展
- 第5項 伝統文化の保存・継承・発展

第8条 芸術等の振興

- 第1項 芸術の振興
- 第2項 芸能・生活文化の振興

第9条 文化財等の保存・活用

- 第1項 有形・無形文化財の保存・活用
- 第2項 歴史的文書・記録の保存・継承・活用

第10条 景観の形成等

- 第1項 歴史的・文化的景観保全、調和のとれた景観の形成
- 第2項 県設置の公共施設における配慮

第11条 芸術家等の養成

- 第1項 芸術家等の養成
- 第2項 文化芸術に関するマネージメント人材の養成・確保

第12条 文化芸術に関する教育の充実等

- 第1項 文化芸術に関する教育の充実、芸術家による支援等
- 第2項 伝統文化に対する理解・関心への配慮

第13条 文化芸術団体への支援

第14条 顕彰

第15条 県民の鑑賞等の機会の充実等

- 第1項 県民の鑑賞等の機会の充実
- 第2項 高齢者の文化芸術活動の充実等
- 第3項 障害者等の文化芸術活動の充実
- 第4項 青少年の文化芸術体験、表現機会の提供

第16条 文化芸術交流の推進

文化芸術活動の充実

第17条 文化芸術による地域づくり

第18条 文化芸術に関する産業の創出・振興

第19条 産業との相互連携の促進

第20条 教育研究機関の機能強化

第21条 文化芸術施設等の充実・活用

- 第1項 文化芸術施設等の充実・活用
- 第2項 その他の施設の利用に対する配慮

第22条 知的財産に関する知識の普及

第23条 企業等による支援活動の促進

文化芸術を支える基盤の強化

4 県民等の意見の反映(県民参画の仕組)

条例では、県が文化芸術施策を策定、実施するに当たっては、広く県民等の意見が反映されるよう配慮することとしており、そのための具体的手続を定めています。

(1) 県民等の意見の反映(条例第24条)

県は、文化芸術振興施策に県民等(※)の意見を反映させるため、毎年度、県民等に施策に関する情報を公表し、意見を聞くこととしています。

※「県民等」とは、県民の他に観光客など県内に滞在する方を含みます。

(2) 沖縄県文化芸術振興審議会による調査審議(第25条)

県は、毎年度、文化芸術振興施策を学識経験者等で構成される沖縄県文化芸術振興審議会に示し、その調査審議の結果を施策に反映することとしています。

施策の策定・実施における県民等の意見の反映(イメージ図)

